

成価格を算定する際に、家賃とは別に駐車料金を徴収している駐車場の敷地に相当する部分の面積を総敷地面積に含めるなどしていた。

宍粟市は、公課を算定する際に、条例の廃止に伴い都市計画税が課されないことになっていたのに、廃止前の条例に基づく都市計画税を加えていた。また、固定資産税について、税制上の特例を適用して2分の1に相当する額を減額すべきであったのに、誤ってこれを減額していないなどしていた。

壱岐市は、対象額を合計した額から控除額を控除すべきであったのに、誤って控除していないなどしていた。

これらのことから、3市町においていずれも事業費が過大に算定されていた。したがって、適正な事業費を算定すると、計614,158,000円となることから、3市町が算定していた事業費717,249,000円との差額103,091,000円が過大となっていて、これに係る交付金相当額48,593,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、柴田町及び宍粟市において政令家賃の算定についての理解が十分でなかったこと、壱岐市において事業費の算定に当たり、対象額を合計した額から控除額を控除することについての理解が十分でなかったこと、3県において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

交付対象事業費の算定が適切でなかったため、交付金が過大に交付されていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 82,459,000円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年 度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等 交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等 相当額
				千円	千円	千円	千円
(233) 岩手県	九戸郡野田村	東日本大震災復興交付金 (防災集団移転促進)	23、24	1,443,296 (1,443,296)	1,262,879	94,238 (94,238)	82,459

野田村は、国土交通省から東日本大震災復興交付金(以下「復興交付金」という。)の交付を受けて基金を造成し、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)に基づく復興交付金事業を実施している。そして、同村は、復興交付金事業として、東日本大震災により被災した地区において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するために、高台団地を造成の上、集団移転を図る防災集団移転促進事業(以下「防集事業」という。)5事業を平成23年度から29年度までの間に実施している。

東日本大震災復興交付金基金交付要綱(平成24年国官会第2412号国土交通事務次官通知)等によれば、防集事業における復興交付金の交付対象は、住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業等とされている。そして、防集事業による住宅団地の用地の取得及び造成後に、被災した地区から住居を移転しようとする住民に当該用地を譲渡する場合、分譲収入を事業費から控除して交付対象となる事業費(以下「交付対象事業費」という。)を算定することとなっている。

同村は、23、24両年度に復興交付金の交付を受けて、防集事業のうち住宅団地の用地の取得及び造成に関する事業として2事業を実施し、その後、令和2年度に全ての復興交付金事業が完了したこと

から、3年4月に、2事業に係る交付対象事業費を計1,443,296,106円(国庫補助金相当額1,262,879,000円)とするなどの完了実績報告書を岩手県に提出し、同県の審査を経て額の確定を受けていた。

しかし、同村は、交付対象事業費の算定に当たり、住宅団地の分譲収入計94,238,255円を控除することを失念していたため、交付対象事業費を過大に算定していた。

したがって、事業費から住宅団地の分譲収入を控除して適正な交付対象事業費を算定すると、計1,349,057,851円となることから、前記の交付対象事業費1,443,296,106円との差額94,238,255円が過大となっていて、これに係る復興交付金相当額82,459,000円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において事業費から住宅団地の分譲収入を控除することについての確認が十分でなかったこと、岩手県において完了実績報告書の審査等が十分でなかったことなどによると認められる。

(前掲72ページの総務省の項「震災復興特別交付税の額の算定に当たり、交付対象事業費の算定が適切でなかったため、同交付税が過大に交付されていたもの」参照)

表土掘削の設計数量を誤ったため、契約額が割高となっていたもの

(1件 不当と認める国庫補助金 1,823,627円)

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助対象 事業費)	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める事業費 (国庫補助対象 事業費)	不当と認める国庫補助金等相当額
				千円	千円	千円	千円
(234) 埼玉県	埼玉県	防災・安全交付金 (その他総合的な治水)	3, 4	132,960 (127,960)	63,980	3,789 (3,647)	1,823

埼玉県は、さいたま市岩槻区大字大野島地内の一級河川元荒川において、浸食を受けた法面を保護するなどのために、河川土工、法覆護岸工等を実施している。このうち、河川土工は、法面整形工、表土掘削工等を行うものであり、表土掘削工は、表土掘削及び土砂等運搬処分を行うものである。

同県は、当初、現場内で発生した掘削土については現場内等で盛土等に利用することを想定していたが、工事に着手したところ、表土部分の掘削土に雑草の根等が混ざっていて現場内等で利用できないことが判明するなどしたことから、設計変更を行って、表土を掘削して処分するなどの表土掘削工を追加するなどした。そして、変更後の設計金額148,716,700円に、当初の予定価格に対する契約金額の割合である落札率を乗ずるなどして算定した額132,960,300円により変更契約を締結していた。

同県は、表土掘削に係る掘削土量の設計数量について、3,110m³と算出していた。

しかし、この数値は表土掘削を行う箇所の面積の数量として算出した数値であり、掘削土量としては面積に厚さを乗ずるなどして算出した体積の数量である780m³を用いるべきであった。

このため、表土掘削に係る掘削土量の設計数量は、適正な設計数量780m³に対して2,330m³過大となっていた。

したがって、適正な掘削土量の設計数量に基づいて本件工事費を修正計算すると129,170,529円となることから、本件契約額132,960,300円はこれに比べて3,789,771円(交付対象事業費3,647,255円)割高となっており、これに係る交付金相当額1,823,627円が不当と認められる。